

障第1419号
令和8年3月10日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

介護福祉士国家試験のパート合格(合格パートの受験免除)による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置に係るQ&A(その3)について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知等がありましたのでお知らせします。

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	垣本	担当	島田
電話	058-272-1111 内3490		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		